

## 子どもの最善の利益にかなう共同親権制度の運用を目指す宣言

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第3号）が成立し、子どもの最善の利益を図る観点から、家族法が大きく改正された。その一環として、離婚後の父母において親権の共同行使を選択できるとする離婚後共同親権制度（以下「共同親権制度」という。）が導入されることとなった。

共同親権制度については、その制度趣旨を支持する声がある一方で、運用によつては、DV被害者の保護が後退したり、離婚後の父母間で円滑な親権の共同行使が行われなかつたりすることによって、むしろ子どもの利益を損なうのではないかという懸念も少なからずある。現実に同制度の導入が決定し、令和8年4月1日に同制度を含む改正民法が施行される以上は、少なくとも同制度が子どもの最善の利益にかなう態様で運用されるよう、準備を重ねておく必要がある。

まず、共同親権制度が子どもの最善の利益のために運用されるには、当事者及び専門家による十分な協議・審理・判断の場が用意されなければならない。そして、家庭裁判所がそのような場としての役割を果たすには、家庭裁判所の裁判官、調査官、調停委員の増員等の人的体制の整備や児童室やウェブ上での手続の整備など物的体制の整備が必要である。当連合会及び各単位会としては、家庭裁判所の人的・物的体制の整備状況や共同親権制度の運用状況について、継続的に家庭裁判所と協議しながらその動向を注視し、必要に応じて体制の十全化を要望する必要がある。

また、当事者の代理人弁護士としても、共同親権を巡る主張に際しては、事案に応じて適切に子どもの最善の利益を追求するための諸手続（子どもの手続代理人制度等）の活用を検討し家庭裁判所にもその活用を求めるとともに、子どもの心理や成長段階に応じた子どもの意思表明能力等に関する十分な知見を確保する必要がある。特に、父母間の離婚原因にDV等の主張があるケースなど、親権の共同行使により子どもの利益を害すると認められる場合には共同親権を採用してはならないとする法の定めを念頭に、客観的な事実を的確に踏まえて、共同親権の採用の可否および当否について適切な主張立証を行う必要がある。そして、離婚後も父母間に対等な関係性が築かれていない場合には、子

どもの最善の利益を守るために、子どもだけでなく父母への支援を行うことが必要なケースもある。当事者代理人として、事案に応じて適切な形で子どもの最善の利益を追求し、事実を的確に踏まえた適切な活動ができるよう、研鑽を重ねなければならない。

さらに、共同親権制度を採用する以上、国は、同制度が子どもの利益を損なうことのないよう種々の施策を講じる必要がある。例えば、共同親権制度の正確な理解を促すための周知啓発活動や、共同親権を定め、かつ監護者を指定しないケースにおいて、子どもの監護養育を主だって行うひとり親家庭に対し、継続的な経済的支援体制を構築するなど立法措置も含めた支援策を実施することが必要である。

加えて、地方自治体も、当事者に身近な存在として、親権の共同行使を選択した父母間で、子どもの養育状況や意向を踏まえて十分かつ円滑な協議が行える環境の整備が求められる。かかる協議が行われるには父母双方が親権の内容や性質、行使方法等についての正しい理解を得るとともに、子ども自身が適切に意向を表明する手段にアクセスできる必要があり、そのためには、父母向けの講座の開催、子ども自身が相談できる相談窓口の設置、共同養育計画の策定の支援事業など、地方自治体等による継続的な支援が重要である。また、共同親権制度が施行されることでDVや虐待に対する支援が後退することはあってはならず、地方自治体によるDVや虐待等の被害者に対する支援は変わらず続けられなければならない。

最後に、同法律の施行に伴い紛争件数の増加が見込まれ、また親権行使者の指定の審判など、子どもの福祉の観点から迅速な事件進行が求められる事件類型が生じることとなった。そのなかでは、当事者代理人が家庭裁判所とともにそれぞれの家庭に応じた多種多様な環境調整を行うことも想定される。

また、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもの意見を適切に考慮すべく、子どもの手続代理人制度の活用が有効であるケースも相当数存在すると想定されるところ、子どもの手続代理人としての活動には子ども自身との信頼関係の構築が必要不可欠であり、そのためには相応の時間と労力を要する。

このように、同法律の施行に関しては、当事者代理人弁護士及び子どもの手続代理人弁護士の担う役割が増大し、これに伴う各弁護士の負担も相応のものとなることが想定される以上、国の施策として、当該各弁護士の役割及び負担

に見合う費用が支出されるべきである。

そこで、当連合会は、各弁護士会とともに、共同親権制度の施行・運用により、子どもの最善の利益がかなうよう以下のとおり宣言する。

- 1 家庭裁判所の裁判官、調査官、調停委員の増員を含む家庭裁判所の人的・物的体制の整備の状況を注視し、家庭裁判所との間で継続的に協議を行いながら、国に対し、家庭裁判所が親権のあり方を巡る協議・審理・判断の場として十分に機能するよう、その体制の整備を求める。
- 2 家庭裁判所での共同親権に関する事件の審理において、適切に子どもの最善の利益が追求されるべく、子どもの手続代理人制度等相当な手続の活用を検討し家庭裁判所にもその活用を求めるとともに、会員に対し、共同親権を採用してはならない又は不相当な場合において適切な主張を行うなど、事案に応じた活動を行うことができるよう、各種研修を行う。
- 3 国に対し、子どもの監護養育を主だって行う親家庭への継続的な経済的支援体制の構築など、共同親権制度下において子どもの福祉が損なわれないようにするための支援策を実現するよう求め、また地方自治体に対し、父母向けの講座の開催など、親権の共同行使を選択した父母間で十分かつ円滑な協議が行える環境の整備を求める。
- 4 国に対し、給付制度の拡充や償還免除の拡大といった民事法律扶助制度の拡充、未成年者が扶助制度を単独で利用できるようにする制度の構築、弁護士費用の特別の助成を含む、当事者代理人弁護士及び子どもの手続代理人弁護士の役割と負担に見合った適正な費用の支出を求める。

2025年（令和7年）11月14日

四国弁護士会連合会

## 提 案 理 由

### 1 共同親権制度を含む民法改正法の成立

令和3年2月、法務大臣より法制審議会に対して、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」との諮問がなされた。

これを受けた法制審議会家族法制部会は、約3年にわたる議論を行い、令和6年1月30日、「家族法制の見直しに関する要綱」を取りまとめた。

同年3月8日、同要綱に基づいて、「民法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年5月17日「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）が成立した。

同法律により、子どもの最善の利益を図る観点から、面会交流や養育費などに関する家族法制が大幅に改正され、その一環として共同親権制度が導入されることとなった。そして、令和7年10月31日、同法律が令和8年4月1日より施行されることが閣議決定された。

### 2 共同親権制度の概要

現行民法においては、婚姻中の父母が親権の共同行使を原則とする一方で、離婚後の父母についてはその一方のみを親権者とすることが定められているが、共同親権制度の導入により、離婚後の父母についても共同親権という選択肢が認められることとなった。

具体的には、協議離婚や調停離婚においては父母の協議によって共同親権と単独親権のいずれを探るかを選択することができ、審判離婚・裁判離婚においては、家庭裁判所が共同親権と単独親権のいずれを探るか、単独親権とする場合には父母のいずれを親権者とするのかを定めることとなった。ただし、家庭裁判所は、父母が子どもの心身に害悪を及ぼすおそれがあるときなど、共同親権の採用により子どもの利益を害すると認められるときは、単独親権としなければならない。

### 3 制度導入にあたり指摘された観点

(1) 法制審議会家族法制部会及び国会での審議においては、共同親権制度の

導入について、賛否いずれの立場からも様々な視点が示された。以下その一部を挙げる。

#### ア 制度の導入に肯定的な視点

「離婚時に共に親権を喪失していない父母が、離婚後も引き続き親権を共同して行使できる制度に改めることは当然である。」、「離婚後共同親権制に改めることで、子は実父母との関係を大人になるまで継続することができ、親の離婚の影響を最小限に食い止めることができることから、子の健全な発育、すなわち子の利益の観点からも制度改正すべきであることは言を俟たない。」（第21回会議における北村晴男弁護士提出資料1）

「現行民法第818条において父母が共同して親権を行うことを原則と定められた背景に、親権行使を父母の一方のみの判断に委ねるよりも、父母双方がその責任を負い、双方の関与の下で意思決定がされるものとした方が、子の利益の観点から望ましいことが多いとの価値判断があった（中略）このような価値判断が父母の婚姻関係の有無によって異なるものではない。」、「諸外国の法制を踏まえれば、父母の離婚後もその双方を親権者とする規律を導入することが国際的な動向に合致する。」（第25回会議における部会資料25）

#### イ 制度の導入に否定的な視点

「子育てには一貫性が必要であるけれども、こうやって毎度父母の交渉で決まる決定に一貫性は残るのか、決着までの交渉で父母の争いや緊張が続かないのか、こうした子どもをめぐる父母の衝突に子どもが傷つけられないか、生活のために働き、日々子どもの世話をする同居親が交渉と同意取り付けに疲れ果て養育の質が低下しないか、子どもの視点からは様々な疑問が湧いてくる。」（第21回会議における渡辺久子児童精神科医提出資料1）

「離婚後の父母双方が共同して親権を行使することとなると、子の監護教育や財産管理に関する意思決定及びそれに基づく法定代理権の行使を適時に行うことができないおそれがあるとの弊害や、婚姻中及び離婚時に父母間に存在していた紛争や父母の一方から他方に対する支配・被支配の関係が離婚後も継続し、子がその紛争等にさらされ続けるおそれがある」（第25回会議における部会資料25）

- (2) 以上のような制度の導入に肯定的、否定的な視点がそれぞれの立場から

提示されるなかで、同法律は以下のような附帯決議を付されながら成立するに至った。

ア 衆議院法務委員会附帯決議四、参議院法務委員会附帯決議六

「父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の監護の安全や安心への配慮のほか、当事者の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。」

イ 衆議院法務委員会附帯決議十、参議院法務委員会附帯決議十二

「親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。」

(3) またあわせて、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会は、関係各所に対する働きかけとして 以下の附帯決議も付して同法律を成立させた。

ア 衆議院法務委員会附帯決議六、参議院法務委員会附帯決議八

「父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。」

イ 衆議院法務委員会附帯決議七、参議院法務委員会附帯決議九

「改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上、調停室や児童室等の物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。」

ウ 衆議院法務委員会附帯決議八、参議院法務委員会附帯決議十

「司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めるこ

と。」

#### (4) 子どもの最善の利益を図るという視点の重要性

このように、共同親権制度の導入に際しては、子どもの利益の観点からこれを支持する意見がある一方で、むしろ子どもの利益を損なうのではないかという意見も強く示され、その運用に伴って種々の支援や施策を行うことが求められている。

今後共同親権制度がどのように運用されるのか、また共同親権制度成立にあたり関係各所に求められた国の要請がどのように実現されるのか、現時点では見通すことはできないが、共同親権制度は子どもの最善の利益を図るために導入された制度であり、かかる制度の運用によって子どもの利益を損なうことがあってはならないという視点を念頭において、今後共同親権制度の運用状況を注視する必要がある。

### 4 共同親権制度導入に向けての各当事者の準備状況

#### (1) 子・父母本人

子どもの親権者を定める場合において、子どもの最善の利益を確認し、共同親権の採否を協議し、判断する当事者は子どもの父母であり、また、その判断において子どもの意思が適切に考慮される必要がある。

もっとも、離婚時は当事者間において感情的な対立や力関係の差のあることが多く、DV事案など支配的な関係にあることもある。そのため、父母間における真摯な協議や子どもの意思の確認が実現されにくかったり、離婚を急ぐ父母の一方が不本意に共同親権を強いられたりするおそれがある。離婚を急ぐあまり親権について十分に協議がなされないケースもあり、子どもが置き去りにされる場合もある。そしてまた、子ども自身が親権等について相談できる窓口がないか、あっても周知・利用に乏しい現状も見受けられる。かような現状では、共同親権制度導入後において、子どもの最善の利益にかなった親権選択が実現される体制が十分整っているとはいひ難い。

また、当事者である父母が、親権とは何か、親権はどのように行使するものか、共同親権を採用した場合にどのようなことになるかなど、そもそも親権制度について十分理解しているとはいひ難い。

さらに、離婚時において共同親権を選択したとしても、離婚後において、父母間で感情的な対立が続くこともままあるところであるし、また離

婚後の互いの家庭環境の変化などで離婚後の協議がなしえない状況が生じることもある。

現在、父母や子どもという共同親権制度の採否を第一に判断する当事者において、子どもの最善の利益にかなった親権のあり方やその適切な行使を整備する素地は必ずしも十分とはいえない。

## (2) 家庭裁判所の体制

現時点では、少なくとも四国管内の家庭裁判所では、共同親権制度の施行に向けた人的・物的対応体制は整っていない。

人的体制について、家庭裁判所の調査官は子どもの意思や子どもの利益を家庭裁判所が的確に把握するために重要な役割を果たすが、四国管内の家庭裁判所における調査官の増員や調査官に対する研修の実施状況について予定を確認したところ、家庭裁判所からは回答を差し控えるとの返答であった。

また、児童室の増設などの物的体制についても同様の回答であった。

各家庭裁判所において回答困難な事項であることを考慮しても、共同親権制度の施行が差し迫る中で、調査官の増員や研修等に関する家庭裁判所の対応は全く不透明である。

子どもの最善の利益を反映し、またDVや虐待を受けている当事者にとって過酷な環境の継続を強いることがないように適切な審理・判断をなしうる体制と評価することは、現状では難しい。

## (3) 弁護士会の体制

共同親権制度の施行に向けた体制が整っていないことは、四国の各弁護士会においても同様である。

共同親権制度に関する研修が実施できている単位会は令和7年5月時点ではない。

また、制度の理解にとどまらず、子どもの最善の利益を確認するべく、子に対する接し方・子どもの意思・気持ちの聞き取り方法などについて研修や各所との協議を開始している単位会もない。わずかに愛媛弁護士会において子どもの手続代理人制度についての研修会を行っている程度である。

そして、共同親権制度の運用に関しても、現時点では、家庭裁判所との間で、実情を踏まえた十分な協議ができている単位会はない。

## (4) 国の体制

共同親権制度が国会で成立するにあたり、衆議院法務委員会・参議院法務委員会の双方において附帯決議がなされており（附帯決議の内容については、既に提案の理由3(3)で述べたとおりである。）、現在、国において当該附帯決議に基づく検討が進んでいる。

もっとも、国からは令和7年9月22日時点では、当該附帯決議に基づく検討結果について、父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議の議事録等は公開されているもののそれ以外の成果物の正式な公表は無く、現時点では共同親権制度を円滑に進めるための国の体制についても不透明な状況である。

#### (5) 自治体の体制

また、当事者の支援に身近な地方自治体の体制も不透明である。

共同親権制度の施行にあたり、徳島県内の各自治体では、共同親権制度の周知のために法務省作成のポスターやパンフレットは配布されているものの、地方自治体内での研修・勉強会や父母・子どもへの新たな支援の予定はない。

地方自治体の中には、面会交流の連絡・引き渡しの調整や養育費の取り決め・立替・差し押さえの支援、DVや児童虐待の被害に関する研修会などを既に行っている明石市・東京都港区などの先進的自治体があり、これらの自治体では父母への離婚講座の開設やこども養育専門相談の実施などの取り組みが行われている。しかしながら、このような先進的な自治体においても、共同親権に関しては相談員向けの研修会を行っている程度にとどまっており、共同親権制度の施行を意識した新たな取り組みは未だ予定されていない。

附帯決議においても、離婚前後の子どもの養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上については自治体を含む必要施策が検討されるとあるが、現時点において、子ども自身が相談できる窓口の設置など、自治体の取り組むべき支援は不明確である。

### 5 宣言について

#### (1) 宣言の趣旨1について

個別の事件において共同親権を採用するかどうかの判断は、子どもの最善の利益のためになされる必要がある。DVや虐待など父母の一方が子ど

もに対して害悪を及ぼすおそれがある事案等においては、共同親権の採用によって子どもの利益を損なうことがないよう、細心の注意を払って事実認定がなされなければならない。

そして、家庭裁判所の審理において、子どもの最善の利益を実現させるため、またDVや虐待等の事実を適切に審理に反映させるためには、本民法改正により事件数の増加が予想されることにも鑑み、そもそも家庭裁判所の裁判官、調査官、調停委員の増員を含む人的体制の整備が必要である。しかし、上述のとおり、これら人員の増員が見込まれるかどうかは不透明な状況にある。

また、家庭裁判所の裁判官、調査官、調停委員のそれぞれが、専門性を向上させるべく適切な研修を受け、円満かつ的確な審理の運営がなされることも必要である。しかしながら、上述のとおり、これら研修及び審理の運営についても不透明な状況にある。

さらに、子どもが安心してその意向を表明するには、子どもが萎縮せずに自らの意思を表明することを可能にするという観点から日常生活に近い環境での聴取が望ましい。また、遠隔地居住や子どもとの信頼関係構築のために柔軟に面接期日を入れる必要性があり、事案によってはウェブ上の聴取などが相当な場合もあると思料される。そのためには児童室等の物的環境の充実や、オンラインによる裁判手続の利便性の向上などの家庭裁判所の物的体制の整備も必要であるが、当該物的体制の整備がどのようになるかも不透明な状況である。

さらにまた、実際に共同親権制度が施行され運用が開始された後、上記視点を踏まえた審理が実現できているかどうかを把握するためには、審理の運用について裁判所との間で継続的な意見交換が実現されなければならない。

そこで、上記視点の実現のためには、制度施行に向けて、また制度施行後も家庭裁判所と継続的な協議が必要である。

よって、宣言の趣旨1のとおり宣言する。

## (2) 宣言の趣旨2について

個別の事件において子どもの最善の利益を実現するためには、子どもの意向を適切に考慮することが重要である。

そして、そのためには、子どもの意向を十分に表明できる制度的担保が必要であり、子どもの主体性を尊重し、その意見表明権を実効的に保障す

る子どもの手続代理人制度の活用が積極的に検討されるべきであるし、その活用を家庭裁判所に求めていくことも必要である。

一方、子どもの手続代理人として十分に活動がなされたというためには、子どもの手続代理人自身が、まず子どもの意思を十分に把握することが必要である。そのためには未成熟な子どもと面談する特殊性を踏まえ、聴取の方法や関係づくりなど、具体的な手法を改めて学び研鑽を深めることが必要である。

また、上述のとおり、個別の事件において共同親権を採用するかどうかの判断には、DVや虐待の事実など、共同親権を選択できない事情も踏まえた適切な審理・判断も必要不可欠である。

さらに、民法819条7項2号の定めるとおり、単独親権を定めなければならぬ事例においても適切な審理・判断が必要である。弁護士としても、DVや虐待の被害者への支援が後退することがないよう、また共同親権の主張により父母間の紛争に子どもが巻き込まれて子どもの利益を損なうことにならないよう、共同親権制度の採否にかかる主張が子どもの最善の利益のためになされるべく、研鑽を重ねるべきである。

よって、宣言の趣旨2のとおり宣言する。

### (3) 宣言の趣旨3について

離婚後の父母において共同親権が採用された場合、共同親権の行使が子どもの最善の利益のためになれるよう、父母が子どもの養育状況や意向を踏まえながら、十分かつ円滑に協議を行える環境を整備することが求められる。

そのためにはまず、親権そのものの意義や内容、親権行使についての父母の責務など親権制度そのものについて父母自身が理解していることが重要である。親権制度の内容を十分に理解していなければ、共同親権を採用した場合においても、共同親権者間での協議・決断が必要な事柄は何か、また共同での親権行使が必要な事柄についてどのような手段で離婚後の父母が協議を重ねるか、その際に子どもの意思をどのように確認するべきかなど、子どもの最善の利益にかなった環境整備の前提を欠くことに繋がりかねないからである。

また、離婚後の子ども自身の成長、離婚後に現に子どもを監護養育する父母や親族の意向、離婚後に生じた父母の再婚等を含む子どもをとりまく生活環境の変化などにも応じつつ、子どもの最善の利益のために親権を共

同行使できる環境を維持していくため、父母間での協議が継続されなければならない。

ここで当該協議の場としては、離婚後の紛争調整調停や、面会交流調停、新たに設けられた親権行使者の指定にかかる審判手続など、家庭裁判所において一定の手続は用意されている。

しかし、親権の共同行使により子どもの最善の利益を図るためにには、このような当事者の自助努力による制度理解や手続選択のみならず、父母向けの講座の開催、子ども自身が相談できる相談窓口の設置、共同養育計画の策定の支援事業など、子どもを取り巻く自治体等による継続的な支援が実現されることも必要である。

また、国として共同親権制度を採用する以上、国の施策として、子どもの最善の利益にかなった共同親権の行使を可能にする環境を実現し、維持していく必要がある。共同親権制度の運用によって子どもの利益を損なうことがないよう、監護親・非監護親に対する国民の理解を促進し啓発すること、共同親権制度が導入された後であっても、現に主として子どもを監護養育する側の親家庭が存在することは事実であり、このような親家庭への継続的な支援体制を構築することなど、立法措置も含めた子の福祉にかなう支援策を実現することが必要かつ相当である。

よって、宣言の趣旨3のとおり宣言する。

#### (4) 宣言の趣旨4について

共同親権制度の導入により、新たに離婚を求める人にとっては共同親権を採用するか否かとの選択が増え、過去に離婚をした父母にとっては新たに親権者変更手続のなかで共同親権を採用するかどうかとの選択肢が生まれることとなった。そのため、共同親権制度の施行後は、将来に向けて新たな争点が生じ紛争が激化したり、一度解決した親権に伴う紛争が再燃したりするなど、事件数が増加することが予想されるところである。

また、共同親権制度の導入にあたっては、共同親権者間で意見が分かれてしまった場合には、親権行使者の指定にかかる審判申立てが可能となつた。当該手続では、子どもの進路など重要事項に関する事柄が審理されることとなるが、そのなかでも子どもに対する医療行為や子ども自身の進学・就職等、子どもの福祉の観点から代理人弁護士に対して迅速な事件進行が求められる事件類型が生じることが見込まれる。加えて、当該親権行使者の指定は婚姻中の父母においても利用できるものとなっているため、

事件数はこの点においても増加することが予想される。

そして、これら共同親権制度を巡る事件については、父母の代理人弁護士や子どもの手続代理人弁護士が、それぞれの立場から子どもの最善の利益を実現すること、虐待やDVの被害者支援が後退しないようするべく適切な活動を行うべきであることは上述のとおりであり、積極的な活動や研鑽が求められる。

さらに、子どもの手続代理人弁護士が子どもの最善の利益を実現するためには、その技術の研鑽はもちろん、子どもの手続代理人弁護士と子ども自身の良好な信頼関係が必要不可欠であり、子どもの手続代理人弁護士には、子どもとの関係作りのため相応の時間と労力が求められることとなる。

これらの点からすれば、共同親権制度の導入・施行に関しては、当事者代理人弁護士及び子どもの手続代理人弁護士に対して求められる役割の重要性は非常に大きなものとなっているといえ、また、これに伴う各弁護士の負担も相応のものとなる。

そうである以上、国の施策として、給付制度の拡充や償還免除の拡大といった民事法律扶助制度の拡充、未成年者が扶助制度を単独で利用できるようにする制度の構築、弁護士費用の特別の助成を含む、当事者代理人弁護士及び子どもの手続代理人弁護士への国民の期待と負担に見合った適正な費用が支出されなければならない。

よって、宣言の趣旨4のとおり宣言する。

以上